

○ 政策目標6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や気候変動等の地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第186回国会 総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日）

第186回国会 財務大臣財政演説（平成26年1月24日）

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

好循環実現のための経済対策（平成25年12月5日閣議決定）

3. 施策に関する基本的考え方

施 策 6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用

我が国は、ミレニアム開発目標やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、これまで以上に戦略的実施や開発効果の向上等に努めて行くことが課題となっており、中長期的な戦略に基づき、ODAについては一層の重点化・効率化を図ることが求められています。

財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、国別援助方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行（JBIC）の機能強化等を進めてきたところであり、今後も引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

施 策 6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））、国際協力銀行（JBIC）業務、国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

財務省は、有償資金協力（国際協力機構（JICA）を通じた支援）や国際協力銀行（JBIC）業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、具体的には以下の通り取り組んでいきます。

① 有償資金協力(国際協力機構 (JICA) を通じた支援)

開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。一方、円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFを始めとする国際金融機関の知見も活用しつつ、途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務の持続可能性に目を配るとともに、世銀を始めとする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いる等、援助効果の向上に努めており、こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けた策定される国別援助方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画しています。

平成26年度においては、日本と普遍的価値や戦略的利益を共有するインド、インドネシア、フィリピン、ベトナムや経済改革等を進めるミャンマーなど、アジア地域の国々を中心に供与を行います。また、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブであるE P S A (Enhanced Private Sector Assistance for Africa) を活用した支援や、第5回アフリカ開発会議 (TICAD-V) の成果等も踏まえ、引き続き、国際開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図り、更に、技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。

なお、海外投融資については、「日本再興戦略」を踏まえ、その戦略的活用に努めるとともに、引き続き開発効果の高い案件の着実な実施を図り、実施体制や案件選択の方法等についても随時レビューを行い、必要な改善を行っていきます。

② 国際協力銀行 (JBIC) を通じた支援

国際協力銀行 (JBIC) については、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めています。

また、JBICは、国際金融市場の混乱のため一時的に外国債の発行が困難となった途上国に対する支援として平成21年に設立したサムライ債発行支援ファシリティについて、その後も発展・強化させており、海外発行体の東京市場への呼び込み・定着、日本の投資家の投資機会拡大に寄与し、ひいては東京市場の活性化につなげられるよう取り組んでいます。これまで、インドネシア、フィリピン、コロンビア、メキシコ、パナマ、インド（輸出入銀行）、トルコ、ウルグアイ、カタール（国営石油公社）、チュニジア、モンゴル（開発銀行）といった国々がJBIC支援を活用してサムライ債を発行しました。引き続き、財務省としても、JBICによる途上国政府等のサムライ債発行支援を推進し、我が国のサムライ債市場の活性化等に貢献します。

③ 国際開発金融機関等を通じた支援

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関 (Multilateral Development Banks: MDBs) は開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。また、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うこと

に加え、気候変動、食糧安全保障等グローバルな課題への対応が求められる中、MDBsは重要な役割を果たしています。

平成25年度は、国際開発協会（IDA）の3年に一度の増資の年に当たりました。IDAとは、世界銀行グループの一機関で、世界で最も貧しい国々に超長期・低利の融資及び贈与等を提供する機関です。今回の増資において、我が国は従来の出資による貢献に加え、新たに融資による貢献方式の導入に積極的に関与を行い、ドナー各国が厳しい財政事情にある中でもIDAが必要としている資金量を確保することに貢献しました。

アフリカ地域の低所得国に対して超長期・低利の融資及び贈与を提供するアフリカ開発基金（AfDF）でも3年に一度の増資が行われました。我が国は、アフリカ支援の姿勢を示しつつ、交渉に臨んだ結果、厳しい財政状況の中でも一定の国際貢献を行うことができました。また、平成25年6月に、第5回アフリカ開発会議（TICAD-V）が横浜で開催されました。会議期間中、我が国は、世界銀行及びアフリカ開発銀行の信託基金を通じた支援を表明しました。安倍総理は、キム世界銀行総裁及びカベルカ・アフリカ開発銀行総裁とそれぞれ面会し、各総裁から、これまでの我が国の協力に対して謝意が示されました。我が国は、様々な枠組みの下、国際開発金融機関と連携しつつ、アフリカが抱える多様な開発上の課題の解決が促進されるよう、取り組んでいきます。

またアジアでは、引き続き膨大なインフラ需要が存在します。このため、アジア開発銀行は、資金面はもとより、貿易円滑化策の充実など、政策面からの取組も進めており、我が国としても、積極的に協力していく考えです。平成25年11月に台風30号で被災したフィリピンへの対応として、我が国がアジア開発銀行（ADB）に設置している貧困削減日本基金（JFPR）から、2,000万ドルの緊急無償支援を実施しました。

今後も、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させ、また、引き続き、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。以上の取組を推進していく観点から、開発問題研究会を開催し、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ開発援助政策の立案に活かすとともに、政策協議の場を活用し、MDBsとの意見交換・議論を活発に行っていきます。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

④ 地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）の主要な拠出国となっており、我が国としては、評議会等への参加を通じてその活動を支援するとともに、これらの地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

平成22年の第16回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP16）で設立が決定した緑

の気候基金（Green Climate Fund：GCF）については、我が国として、同基金の制度設計についての議論に引き続き参加し、地球環境保全に向けた開発途上国の取組を支援していきます。

施 策 6-2-3：債務問題への取組

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化ってきており、中国等をはじめとしたパリクラブ以外の新興援助国や、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金が増加する傾向にあります。その一方で、IMFや世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。

財務省としても、債務持続性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参加していきます。

施 策 6-2-4：知的支援

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象にした日本の経済財政政策等についての研修・セミナー、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等の研究交流、さらに開発途上国の財政・税制・金融等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。例えばミャンマーに対しては、平成27年までの証券市場の設立を目指す同国からの要請を受け、証券取引法の下位法令策定支援及び関連する人材育成支援を進めていきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。同時にこれまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、業績指標として設定しました。また、その目標値について、平成24年度までは「80%以上」としていましたが、知的支援の効果・有効性の向上をより一層図っていく観点から、平成25年度以降は目標値を「95%以上」に引き上げています。

定量的な測定指標(1) 知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度 (単位: %)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 目標値
研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合	98.4%	98.0%	98.6%	N.A	95%以上

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所国際交流室調

(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP164参照。

(注2) 数値(割合)はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

(注3) 平成25年度実績値は、26年6月末までにデータが確定するため、平成25年度実績評価書に掲載予定。

4. 測定指標

上記の政策目標の達成度を判断するため、下記5. のとおり、一定の目標を定めた測定指標を設定しています。測定指標には、具体的な数値目標のある定量的指標と、数値目標ではない定性的指標があります。政策目標の達成度は、測定指標以外の定性的な観点を含めて総合的に判断します。

なお、政策目標の達成度の判断材料とはなりませんが、施策の実施状況を適切に把握するため、下記5. のとおり参考指標を設定しています。

上記の政策の目標の達成度を示すため次のとおり測定指標を新たに設定しました。

(定性的な測定指標)

(1) 国際開発金融機関(MD Bs)を通じた支援への参画

世界の貧困削減や包摂的成長等に資するため、世界銀行やアジア開発銀行等のMD Bsを通じた支援に参画することを指標とします。

(2) 地球環境保全に向けた議論への参画

我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全を支援する観点から、我が国が主要な拠出国となっているGEF及びCIFの運営や、国連気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)で設立が決定された緑の気候基金(GCF)について、理事会への参加を通じて同基金の制度設計に係る議論に積極的に参画する必要があり、その取組状況を指標とします。

(3) 債務に関する諸問題についての議論への参画

新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国が債務返済困難に陥らないために、我が国としても、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、新興援助国も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していくことが重要であるため、その取組状況を指標とします。

なお、以下の指標を廃止することとしました。

◎業績指標6-2-1：MD B sとの政策協議・開発問題研究会の開催回数

MD B sとの政策協議・開発問題研究会の開催回数は、過去5年に渡って安定的な回数の開催実績があり、特段目標に掲げなくても実現可能な段階に至ったと考えられる一方、開催回数よりその内容に重点を置いた新たな指標を設定することが妥当と考えられることから、本指標を廃止して、新たに適切な指標を設定することとしたためです。

5. 指標一覧(定量的な測定指標1、定性的な測定指標3、参考指標8)

(定量的な測定指標)

- (1) 知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度

(定性的な測定指標)

- (新) (1) 国際開発金融機関 (MD B s) を通じた支援への参画

- (新) (2) 地球環境保全に向けた議論への参画

- (新) (3) 債務に関する諸問題についての議論への参画

(参考指標)

- (1) 開発途上国に対する資金の流れ

- (2) 国際開発金融機関 (MD B s) に対する主要国の出資

- (3) 国際開発金融機関 (MD B s) 等に対する拠出金

- (4) 国際開発金融機関 (MD B s) の活動状況 (日本人幹部職員数等を含む)

- (5) 円借款実施状況

- (6) 研修・セミナー等の実施状況

- (7) 国際協力銀行 (J B I C) の出融資等実施状況 (国際協力銀行業務)

- (8) 国際協力銀行 (J B I C) によるサムライ債発行支援の実績【再掲 (政6-1)

- (11)】